

「Brilliant Woman EXPO 2018」実施要項

- 1 日時 2018年11月3日(土) 10:00~15:00
- 2 場所 「じばさん三重」6階ホール及び5階研修室
(三重県四日市市安島1-3-18)
- 3 出展募集数 30ブース程度
- 4 目的
 - (1) 女性起業家のサービス・商品のマーケティング・テストを行う
 - ① 広報を行い、販路拡大を試みる場として
 - ② 品質を確認する場として
 - ③ 料金の妥当性を検証する場として
 - ④ 販売方法のアイデアや新商品開発のヒントを得る場として
 - (2) 女性起業家同士の交流を深める
- 5 出展資格並びに出展料
 - (1) Mie女性起業支援室の「プラチナ」又は「ゴールド」会員 3,000円
 - (2) Mie女性起業支援室の「シルバー」会員 5,000円
 - (3) 上記該当者以外の開業届提出済み又は起業検討中の女性 6,000円
- 6 出展規約
別紙による

「Brilliant Woman EXPO2018」 出展について

出展者は、以下に述べるBrilliant Woman EXPO 2018(以下「当EXPO」という。)の「出展規約」及び「Mie女性起業支援室」(以下「当室」という。)から提示される規約に関する補則等を遵守しなければなりません。

これに違反したと当室が判断した場合、当室はその時期を問わず、出展申込の拒否、出展の取消、ブース・販売品等の撤去、変更及び会場からの退去を命じることができ

るものとしします。その場合、出展者から事前に支払われた出展料の返還は致しません。また、出店取消、ブース・販売品の撤去及び変更によって生じた出展者及び関係者の損害についての補償はいたしかねます。予めご了承ください。

出展規約

◆◆◆ EXPOの目的 ◆◆◆

- 自分のサービス・商品の価格や内容に対する人々の反応を知る。
- 自分のサービス・商品を人々にもっと知ってもらう。
- 新しい商品づくりのためのアイデアを得る。
- 他の人の売り方を知る。
- 仲間を増やす。

◆◆◆ 出展資格 ◆◆◆

起業することで自分らしく輝きたい女性であれば、出展に際して法人、団体、個人の別は問いません。但し、出展内容の適・不適については、当室の出展基準に則って当室が決定する権利を有します。下記事項等に該当すると当室が判断した場合には、出展申込を保留又は出展をお断りする場合があります。その場合、判断基準及び根拠等は公表しません。

記

- 1 申込時の申告に虚偽があった場合。
- 2 申込時の申告に不備があり、当室からの補正請求を受けているにもかかわらず、

何ら対応がない場合。

- 3 出展の内容が、当該EXPOの趣旨に適さないと判断された場合。
- 4 出展者及び出展内容が、第三者の権利を侵害していると判断された場合。
- 5 来場者や他の出展者等から苦情が出るのが予想される場合。
- 6 出展者が反社会勢力である場合又はあったことが判明した場合及び出展者が出展のために契約する者（施工等を委託するものの外出展に関わる業務を請け負ったものも含む）が反社会勢力であることが判明した場合。
- 7 飲食物を提供する出展者で、食品衛生法及び他の法律等に基づく処分等を過去三年間に受けたことがあるもの。
- 8 上記以外に出展者が著しく不適応であると判断された場合。

以上

◆◆◆ 出展申込及び出展料 ◆◆◆

1 申込方法

Mie女性起業支援室のホームページ「EXPO」専門ページより申込を行ってください。

2 申込受理の基準

当該EXPOは、出店希望者からの申込を当室が受理し、出展依頼の連絡を発送した時点をもって、正式に申込が受理されたものといたします。

3 出展料

- | | |
|---------------------------------|--------|
| (1) Mie女性起業支援室会員のうちプラチナ又はゴールド会員 | 3,000円 |
| (2) Mie女性起業支援室会員のうちシルバー会員 | 5,000円 |
| (3) 上記該当者以外の開業届提出済み又は起業検討中の女性 | 6,000円 |

4 出展料支払方法

申込者は、申込が正式に受理されたという連絡を受け取って後、当室の指定する期日内に、所定の金額を振込にてお支払いください。振込手数料は、出展者側の負担とします。なお、期日内にお支払いなき場合は、出展取消となります。

◆◆◆ 出展キャンセル ◆◆◆

出展受理後のキャンセルは、いかなる理由があっても、キャンセル料（出展料の100%）を申し受けます。

◆◆◆ 当該EXPOの中止 ◆◆◆

不測の事態が生じた場合には、当室は、会場管理者との協議により、当該EXPOの全部又は一部の運営を中止、一時中断及び再開に関して決定できるものとします。

出展者はこの決定に従うものとし、当室は、これによって生じた出展者及び関係者の補償はいたしません。

なお、協議の対象となる事態とは、次のとおりとします。

- (1) 気象状況（台風・暴風・大雨・雷雨等）が悪化する虞のある場合
- (2) 地震及び火災等が発生した場合
- (3) 熱中症、食中毒等に関し、行政機関及び医療機関から指導があった場合
- (4) 危険物の発見や爆破予告並びに凶悪犯罪発生等により、出展者及び来場者の安全が脅かされる虞のある場合

◆◆◆ ブース等 ◆◆◆

1 ブースの大きさ

原則として2m×2mを予定していますが、多少変更となる場合があります。

2 ブースの配置

出展者のブース配置については、総出展者の数とその内容を鑑みたうえで、当室にて決定します。出展者はその決定に従うものとします。

3 ブースの設備

当室から各ブースに提供するものは、長机1台、椅子2脚のみです。それ以外で必要な物は、各自で準備してください。

4 禁止事項

出展者は、当室が定めたブースの位置及び広さについて、いかなる理由があっても、その全部又は一部を他の出展者と交換、譲渡及び貸与等することはできません。

5 シェア

ブースを複数の出展者でシェアすることは可能ですが、必ず出展申込時にその旨、共同出展者氏名及びその内容を記載してください。

◆◇◆ 出展に関する規約 ◆◇◆

1 ホームページの申込フォームに記載した個人・法人及び団体並びに商品・サービスが出展内容となります。出展者はこの出展内容に変更が生じた場合には、速やかに当室に連絡し、許可を得なければなりません。

2 出展に関する搬入・搬出及び販売方法等については、当室の出展ルールを遵守しなければなりません。

3 出展者は、通路等自ブース以外の場所で、販売行為等を行うことはできません。

- 4 出展者は、他の出展者の迷惑となる行為を行ってはなりません。
- 5 出展者は、会場に適用される全ての防火及び安全に関する法規並びに行政指導を厳守しなければなりません。
- 6 当該EXPO開催中に、来場者並びに出展者等に対し、迷惑のかかる行為があったと当室が判断した場合、当室は出展を中止させる権利を有します。出展者はこれに従うものとします。
- 7 当該EXPO開催中及び開催後の出展者と来場者間における、現金の授受を伴う商品・サービスの提供、商談及び契約については、当室は一切責を負いません。
- 8 次の商品・サービスを扱うことを禁止します。
 - ① 社会通念上不適切と思われるもの。
 - ② 法律及び関連諸条例に抵触する商品・サービスの持ち込み、販売及び提供。
 - ③ ブランドの偽物品・海賊版・コピー商品等の違法商品、盗難品、危険物及び医薬品等の販売
 - ④ 著作権・著作権を侵害する商品等の販売
 - ⑤ 上記以外に当室が不適切と判断した商品の販売

◆◇◆ 出展者の個人情報の取扱いについて ◆◇◆

出展者は、当該EXPOを通じて個人情報を取得する場合、次のことを遵守してください。

- ① 出展者は、個人情報保護法及び関連法令を遵守し、適法かつ適切な取得を行う必要があります。利用目的は必ず公表・通知し、その範囲内で利用しなければなりません。
- ② 出展者は、取得した情報を、当該EXPO終了の後も、責任をもって管理・運用してください。
- ③ 情報主体との間でトラブル等が生じた場合は、当事者間で解決してください。

当室は責を負いません。

◆◆◆ 諸注意 ◆◆◆

- 1 所定の場所以外では禁煙です。ブース及び会場内でのくわえタバコも禁止します。
- 2 ゴミは、必ず各自で持ち帰ってください。会場内及び会場周辺でのゴミの放置は、固く禁じます。
- 3 当室は、当該EXPO実施時に出展者及び出展内容について、撮影による記録を行う場合があります。またその記録をMie女性起業支援室ホームページ、フェイスブックページ及びその他印刷物作成時に使用する場合があります。
- 4 会場内では、火器の使用はできません。
- 5 ブースから席を外す場合には、お隣のブースに声をかけるなどして、お互いに協力してください。
- 6 現金、貴重品及び販売品等は各自で管理してください。会場内で盗難等の被害に遭われても、当室は一切の責を負いません。
- 7 当該EXPOでは、皆様楽しく参加していただくために、「ネットワークビジネス」、「先物取引」、「宗教団体」、「政治団体」などへの勧誘、営業活動及び迷惑行為等は固くお断りします。
- 8 飲食物販売を行う出展者は、営業許可証を提出してください。
- 9 飲食物販売ブースでは、床に防汚シートを敷いてください。

◆◆◆ 規約の更新 ◆◆◆

当室は、本規約を随時変更することができるものとします。本規約を変更した場合、全ての規約事項は変更後の規約に準ずるものとします。

◆◇◆ 附則 ◆◇◆

この規約は、平成30年8月1日から効力を生じるものとします。